地域活動団体 Go next 規約

(名称)

第1条 本団体は地域活動団体 Go next と総称する

(目的)

第2条 本団体は、島根県立大学生によって組織され、地域の方との交流を通し、学生が地域を面白くしていくことを目的とする。また、地域に関わる学生を増やすことを目的とする。 (会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月末日に終了するものとする。

(会費)

第4条 会費は、年額1,000円とし、新年度4月1日から6月末日までの期間に徴収することとする。ただし、毎度途中に加入したものは、入会後1ヶ月以内に納入することとする。

(役員、任期)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約の定めない事項については全部員の多数決により決する。

(改廃)

第8条 本規約は、全部員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。